

熊本県
無形民俗文化財映像記録
作成マニュアル

令和6年（2024年）3月

熊本県教育庁教育総務局文化課

目次

1	熊本県の祭りや行事、民俗芸能の現状	3
	(1) 熊本県の祭りや行事、民俗芸能の現状	3
	(2) 本マニュアルの作成経緯	3
	(3) 文化財保護における記録作成の意義と課題	3
2	映像記録化の目的について	5
	(1) 記録保存を目的とした映像	5
	(2) 継承活動を目的とした映像	5
	(3) 公開・普及活動を目的とした映像	6
3	映像記録の活用方法	7
	(1) 記録保存用の映像活用	7
	(2) 後継者育成用の映像活用	7
	(3) 公開・普及用の映像活用	9
4	映像記録作成の方法	10
	(1) 映像記録作成の方法	10
	(2) 映像制作会社に委託する場合の注意点	10
5	映像記録作成の手順（全体共通）	11
	(1) 映像撮影の事前準備	11
	(2) 映像撮影の手法	13
6	映像撮影の具体的な作業手順	15
	(1) 保存会との協議（映像撮影の内容調整）	15
	(2) 映像撮影の前準備	15
	(3) 映像撮影	16
	(4) 編集作業	16
7	練習風景や用具作成、音楽の記録	17
	(1) 練習風景や用具作成の映像記録	17
	(2) 歌・囃子などの音楽の記録	18
	(3) 周辺用具の記録化	19
8	映像撮影の手順（映像制作会社などに委託して撮影する場合）	20
	(1) 撮影前の事前準備	20
	(2) 製作委員会の立ち上げ	20
	(3) 撮影会社・製作委員会・自治体・保存会間の事前協議	20
	(4) 映像撮影及び記録作成	20
9	映像記録の保管方法	22
	(1) 記録媒体の種類	22

(2) 保管方法及び記録媒体のアップデート.....	22
(3) 未編集素材の保存・管理.....	22
10 著作権及び著作隣接権について	23
(1) 著作権について.....	23
(2) 著作権（財産権）	23
(3) 人格的著作権.....	23
(4) 著作隣接権（実演家の権利）	24
(5) その他の参考サイト.....	24
11 補助制度	25
12 参考文献	30

[用語の解説]

製作：撮影・編集作業だけではなく、予算の獲得、事前調査や事業計画の策定、委託業務の発注、委員会の運営、広報活動などの周辺業務を含んだ、映像記録を作る全般的な過程を指す。本文中の「製作委員会」、著作権法上の表記である「レコード製作者」及び、他の文献からの引用した図表に限定して用いる。

制作：「製作」よりも狭い、構成台本・シナリオ・コンテの作成や撮影、編集作業などの実際の映像を作る具体的な作業・業務を指す。本文中の「映像制作会社」に限定して用いる。

作成：上記以外に何かを作る行為に対して用いる。

1 熊本県の祭りや行事、民俗芸能の現状

(1) 熊本県の祭りや行事、民俗芸能の現状

県内には、祭りや行事、民俗芸能が数多く伝承されている。しかし、近年の社会構造の変化や少子高齢化に伴いこれらの維持や継承活動が困難となっている。

平成29年（2017年）の共同通信社の調査結果（「都道府県の無形民俗文化財」熊本日日新聞2017年1月4日の掲載記事）によれば、都道府県指定の無形民俗文化財のうち休止中のものが全国で60件あり、県内でも36件中11件が休止中となっている（記事掲載時の指定数）。また、令和元年度（2019年度）に県が市町村を対象に実施した熊本県内指定無形民俗文化財実態調査では、市町村指定の237件中215件がその継承活動に課題を抱えていることも判明しており、この課題解決に向けた取組が急務である。

(2) 本マニュアルの作成経緯

地域で伝承されてきた祭りや行事、民俗芸能の多くが課題を抱えており、対応が急がれる状況にある。

映像記録は、従来の文書による記録と比べ、視覚的・聴覚的な情報を伝達することに適した媒体であり、祭りや行事、民俗芸能が抱えている課題の解決のためのツールの一つとして活用しうるものである。

本マニュアルは、映像による祭りや行事、民俗芸能の記録作成について概要をまとめたものであり、実際に地域の祭りや行事、民俗芸能の継承に携わる人やそれらを支援する博物館・自治体の職員が、実際に映像記録を作成する際の手引書として作成したものである。

(3) 文化財保護における記録作成の意義と課題

地域の祭りや行事、民俗芸能は地域の人々が伝承してきたものであり、地域の状況や担い手となる人々の意識が変化すれば、祭りや行事、民俗芸能も変化していくものである。

そのため、祭りや行事、民俗芸能を無形民俗文化財として保護するためには、現時点でそれがどのようなものなのかを記録することが基本となる。

これは、現状を記録することで初めて過去と比べてどのように変わったのか、あるいは他の地域と比べてどの程度共通していて何が違うのかを検証することが可能になるからであり、記録作成は文化財保護の第一段階として欠くことができない作業である。

祭りや行事、民俗芸能をはじめとする民俗の記録方法は、大別すると文

書による記録と映像による記録に分けられる。この2つを比較した場合、調査報告書や民俗誌などの文書による記録が現在も主流となっている。ただし、視覚的・聴覚的な情報を文書で表現することには限界がある。例えば、身体的所作や音楽についてわかりやすく具体的に記録するためには、対象となる祭りや行事、民俗芸能を細かい部分まで把握し、適切な用語を選ばなければならない。場合によっては写真や図により文書を補足することも求められる。

一方、映像には、時間の経過を視覚的・聴覚的な情報として記録することができるという大きな利点があり、文書で表現することが難しい事柄も映像を用いれば比較的容易に記録できる。ただし、具体的な撮影対象がない抽象的な事柄について記録・表現するには不向きである。例えば、祭りや行事、民俗芸能の歴史やそれを支える社会組織については、それらを象徴する資料や儀礼を撮影することは出来ても、歴史や社会組織そのものを撮影することは不可能である。そのため、字幕やナレーションを付加するなどの工夫が必要となる。

なお、いずれの記録方法も調査により得られたデータを操作・編集しながら作成することになるため、必ず分析的な要素が含まれることには留意すべきである。

2 映像記録化の目的について

祭りや行事、民俗芸能の映像記録を作成する目的は、一般的に①記録保存、②映像記録を活用した継承活動の円滑化、③公開・普及活動への活用の3つに集約される。

目的を明確にして、映像を撮り分けることが望ましいが、予算・人員・労力などの関係から、狙いのどれか1つに重点を置いて撮影し、その他の目的に映像を転用することも視野に入れて作業を進めることも可能である。

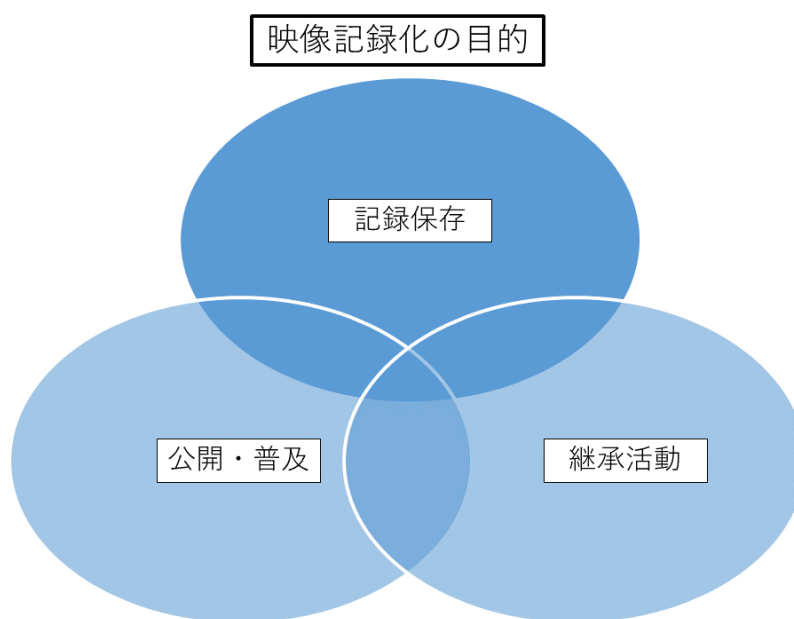


図1：映像記録化の目的

(『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』の図を一部改変)

(1) 記録保存を目的とした映像¹

記録保存は、撮影の対象となる祭りや行事、民俗芸能のある特定の時点での姿を留め、後世に残すことを目的に行うものである。これは伝承を支える環境や歴史的背景、人々の営みを多角的な視点を持って記録するもので、原則としてその祭りや行事、民俗芸能の本番や準備、練習といった、それらを支える事柄についてその全体を記録する。

(2) 継承活動を目的とした映像²

伝承・後継者育成の継承活動に用いる映像は、文章や写真だけでは把握しづらい細やかな所作や囃子の音色などについて、継承活動を補佐することや、

¹ 博物館・図書館・自治体等で収蔵・管理され、研究者等の利用を想定したもの。

² 保存会や継承組織等の練習、学校や社会学習等での活用を想定。

将来的に休止となった祭りや行事、民俗芸能を再興する際の補助として用いることを目的とするものである。併せて映像記録中にその作業や所作を行う上でのコツについても記録を行うとともに、字幕を付け加えたり、解説書を作成することで継承活動の円滑化を図る。

(3) 公開・普及活動を目的とした映像³

公開・普及に用いる映像記録は、一般の人々や地域の人々に対して、その祭りや行事、民俗芸能への興味・関心を持ってもらうことや、祭りや行事、民俗芸能を大切にする機運を醸成することを目的とする。

記録保存を目的とした映像とは異なり、一般視聴者に文化財への理解や興味・関心を高めるために、物語性やわかりやすさを重視して端的にまとめた内容にする。

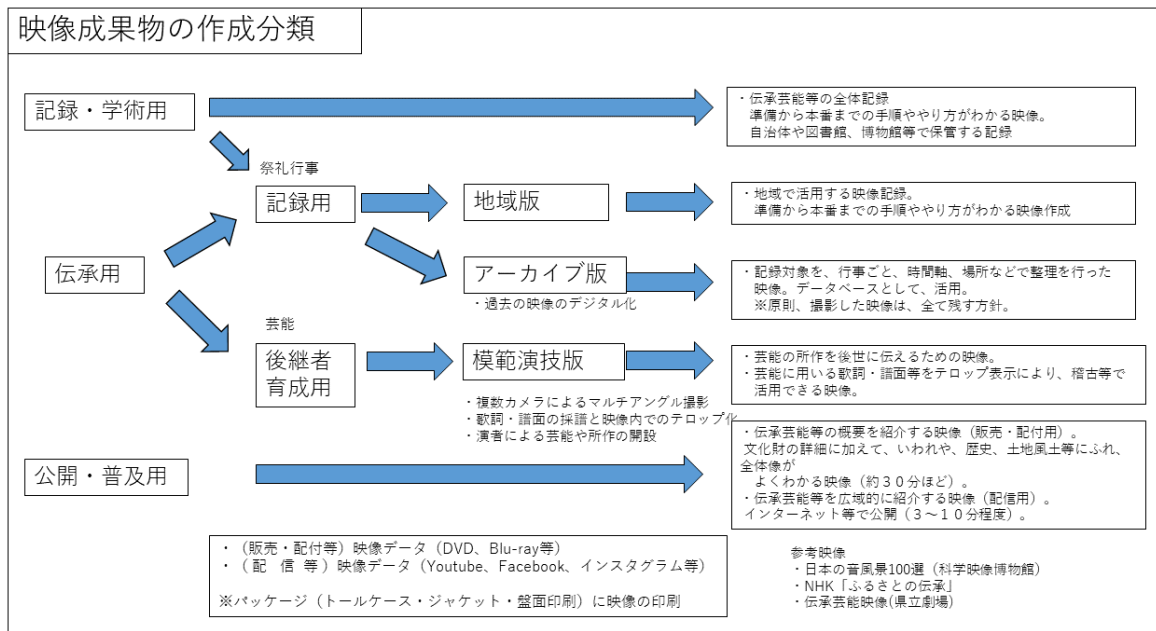


図2：映像成果物の作成分類

（『第13回無形民俗文化財研究協議会報告書』の図を一部改変）

³ 博物館・図書館等での映像展示、インターネット上での公開（文化財紹介・観光PR）。

3 映像記録の活用方法

(1) 記録保存用の映像活用

映像を記録したデータは、後継者育成や公開・普及など様々な用途が想定されるが、基本となるのは全体の記録である。これは、祭りや行事、民俗芸能の現状を映像として記録し、後世に残すことを目的とするものである。これらは映像が長時間となるため、一般に向けての公開にあまり適していないことには留意したい。

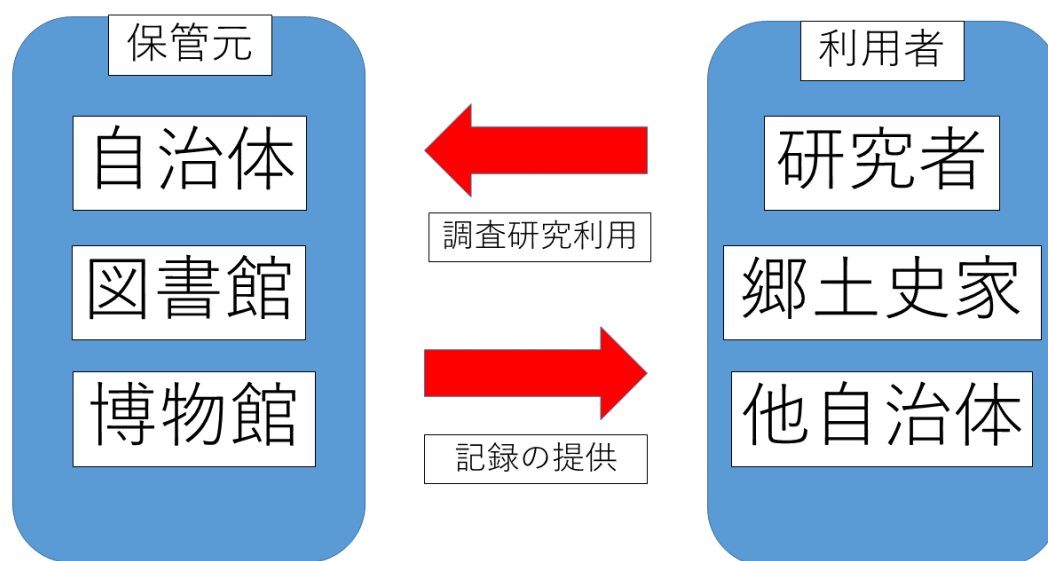


図3：記録保存用の映像活用

(2) 後継者育成用の映像活用

後継者育成用としての映像記録は、練習を行う際に客観性が高い教材として用いることが可能である。

祭りや行事、民俗芸能の多くは統一された楽譜や所作の教本がなく、伝承者によって内容が微妙に異なることが多く見られ、後継者育成の妨げになる場合もある。後継者育成用の映像記録を作成することで、伝承者の差異による変容を防ぎつつ、継承を行うことが可能である。また、前述したとおり、文章や写真だけでは把握しづらい細やかな所作や囃子の音色を記録することによって、継承活動を補佐することや一度途絶えた祭りや行事、民俗芸能を再興する際の補助として用いることが可能である。ただし、所作として現れない演者の感覚やコツを映像で表現することは難しいため、ナレーションや字幕を付け加える、あるいは解説書を作成するなどして、分かりやすく伝える工夫が求められる。

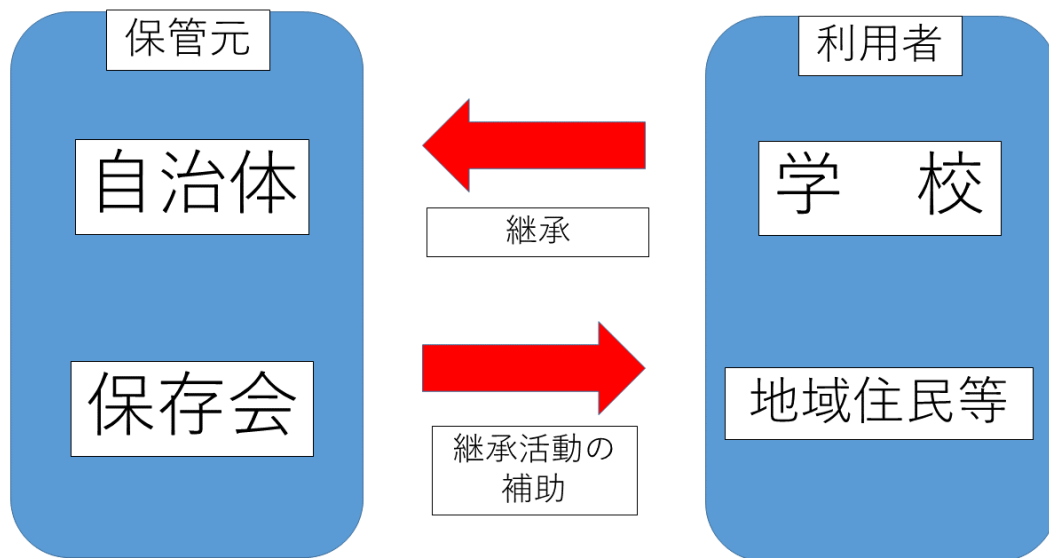


図4：後継者育成用の映像活用



図5：後継者育成用の映像利用の手法（太鼓の叩き方と譜面）



図6：後継者育成用の映像利用の手法（舞い方）

（3）公開・普及用の映像活用

現在、インターネット上で祭りや行事、民俗芸能を広く公開することにより普及活動を行う事例が多い。その祭りや行事、民俗芸能を知らない一般の人々に紹介することで、その価値を広めるとともに、興味・関心を持ってもらうことが目的である。普及用の映像は、分かりやすさに重点を置いた3分から5分程度のダイジェスト版として作成される場合が多い。

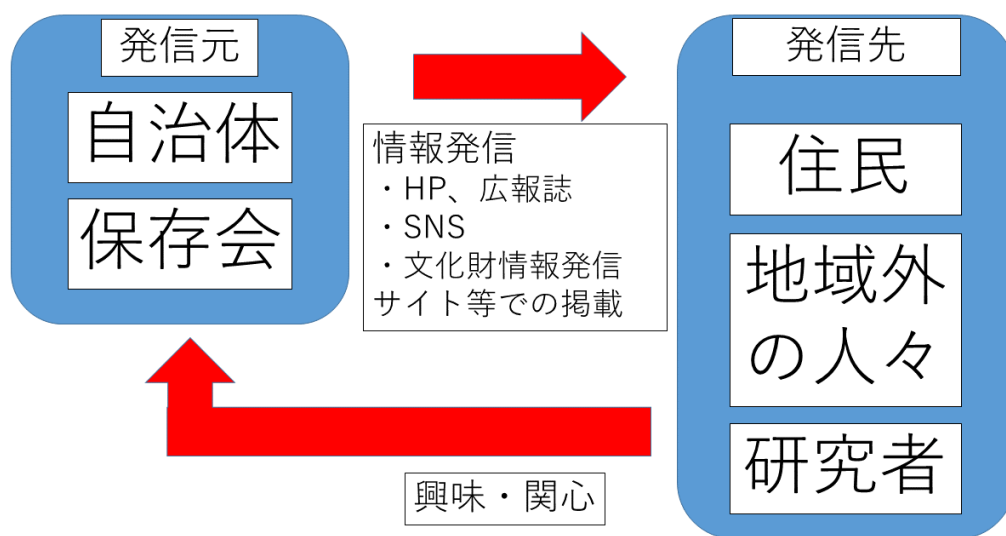


図7：公開・普及用の映像活用

4 映像記録作成の方法

(1) 映像記録作成の方法

映像記録を作成するに当たっては、映像制作会社へ撮影や編集といった一連の業務を委託することで、質の高い映像記録を作成することが可能である。しかし、予算の都合により、委託が難しい場合も想定される。

そのため、自治体職員が行う簡易的な撮影と映像制作会社が行う撮影を状況によって使い分けることが求められる。また、活動状態や内容を把握するために、最初は担当者が簡易的な撮影を行い、その中から変容の恐れや存続の危機に瀕する可能性が高いものを選択し、映像制作会社をよる映像記録の作成を行っていくのも手段の一つである。

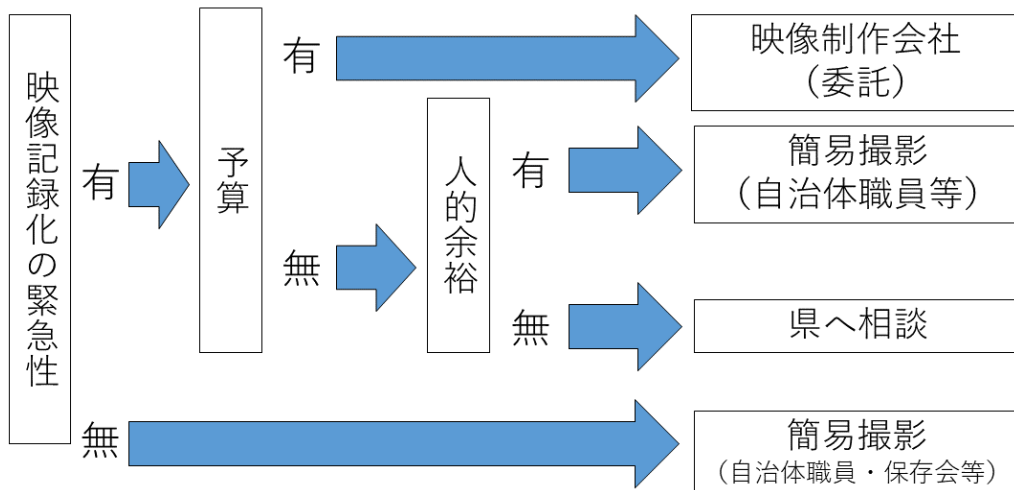


図8：映像記録の作成方法判断基準

(2) 映像制作会社に委託する場合の注意点

映像の撮影・編集を専門とする映像制作会社へ業務を委託することで、質の高い映像を作成することができるとともに、担当職員が撮影や編集といった作業を直接行う必要がないため、効率的に映像記録を作成することができる。

ただし、祭りや行事、民俗芸能の映像記録で求められる映像は通常の映像作品とは異なる場合が多い。そのため、どのような目的で映像記録を作成するのかを明確にした上で発注し、業者が決定した後も委託先との協議により、撮影対象の祭りや行事、民俗芸能がどのように展開するのか、文化財としての価値はどこにあるのか、撮影・編集ではどのような点に注意すべきなのかを共有しておくことが重要である。情報共有が十分でないと、民俗学的に重要な場面が抜け落ちることがある。

5 映像記録作成の手順（全体共通）

（1）映像撮影の事前準備

ア 記録対象（保存会）への協力依頼

映像記録作成は、伝承者や保存会の協力がなくては実施できない。そのため、映像記録作成の前に伝承者へ事業の説明及び調査協力の取り付け、綿密な連絡が重要である。

なお、祭りや行事、民俗芸能が公開・実施される場所について、伝承者が管理するものと異なる場合（神社仏閣等）は、事前に撮影予定地の管理者にも許可を得る必要がある。

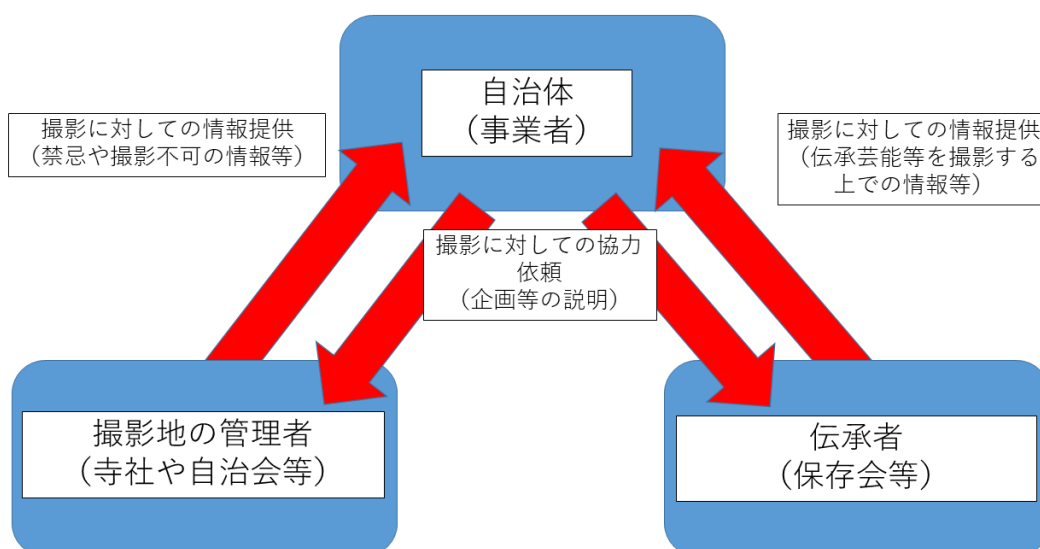


図9：自治体と伝承者・保存会との連携

イ 記録作業計画の作成

撮影を行う前に、事前調査を実施し作業計画を作成する必要がある。事前調査や作業計画が不十分だと、祭りや行事、民俗芸能の把握と撮影作業を同時並行で進めることとなり、必要な場面を撮影できていなかったということになりかねない。

事前調査と作業計画の質が映像記録の出来を左右することになるため、民俗学の専門家の監修を受けながら事前調査や作業計画作成を進めたい。

また、祭りや行事、民俗芸能の映像記録の作成は、複数年をかけて行われることが多い。例えば、1年目に事前調査を実施して作業計画を作成する。2年目に実際の撮影を行う。さらに3年目では素材の整理と編集を進めながら、不足する素材があれば追加で撮影し、映像記録を仕上げるといったような順に進めていく。

特に、祭りや行事は1年に1度しか行わないものも多いため、不測の事態に備えて複数年の撮影期間を設けることが理想だが、困難な場合は、映像記録作成の目的に応じて必要な場面を中心に撮影するなどの工夫が求められる。

また、後継者育成を目的にした映像では、高い技術や腕を持ち、後世に継承するにふさわしいと認識されている人物の実演を依頼することが望ましい。

ウ 記録対象の事前調査

映像記録の作成に伴い、以下の2つの観点(『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』に記載のものを一部改変し引用)とそれぞれの注意点を持って記録調査を行うことが必要であり、どちらかが欠けても質の高い映像記録の作成はできない。

①民俗学的観点(学術的観点)

- a 由来、伝承組織、生活とのかかわり等(いつから、誰が、いつの時期等)
- b 近年の伝承状況や変遷(継承状況、特定の家から希望者に変更した等)
- c 現在の式次第や進行、時間(どこで、何が、いつから、時間等)
- d 現在の主要な伝承者の氏名・年齢等
- e 準備や稽古の実態(どこで、いつから、どのように、頻度等)
- f 伝承の分布範囲や、周辺にある類似の民俗事象
- g 行事・祭礼等の当日の状況(見物人の数等)
- h 民俗芸能等で用いられる道具の名称(衣装、舞台、道具の名称)
- i 芸能等の音楽的・芸能史的視点(音楽の拍子、手足の所作等)

②撮影技術上の観点

- a 立入禁止場所や伝承者等が撮影を望まない場面・次第の確認
- b 撮影場所とカメラ位置の確保(カラーコーン等の設置)
- c 動き・移動の範囲(カメラマン等の動線の確認)
- d 音の大きさ・バランス(各楽器の音の大きさ、見物人の拍手・歓声等)
- e 明るさ・光源(撮影時に照明を使う場合は伝承者に許可を得る)
- f 電源の確保(電源設備や発電機の有無)
- g 動線の確保(見物人が入った場合を想定して)
- h 自分たち以外の撮影の有無(地元TV、保存会等の記録係等)
- i 次第・演目ごとの所要時間(記録媒体(SDカード等)交換の時間等)

【表】 民俗調査記録台帳				【表】 民俗調査記録台帳	
調査番号	ふりがな 名称 (別称:)	()		由来	
指定状況	国指定・国選択・県指定・市町村指定・市町村登録・未指定			近隣の類似の 民俗事象	有・無
伝承地	市・町・村 地区			道具の名称(写真)	
保存団体 (代表:)	(代表: 連絡先:)			伝承芸能等の写真	
活動実態	良好・概ね問題なし・課題有()・休止中			記入者・記入日	令和 年 月 日
実施日 (現在・以前)	現在		以前		
参加者の 基準の有無	有・無				
練習場所 及び 日程					
式次第(タイムスケ ジュール)					

図10：民俗調査記録台帳の例

(2) 映像撮影の手法

ア 映像撮影等の手法

祭りや行事、民俗芸能の映像記録は、全体を撮影することが基本となる。複数のカメラが用意できる場合は、以下①～③のように対象を分けて撮影するのが理想であるが、撮影人数や撮影対象となる祭りや行事、民俗芸能の状況、作成する映像の用途に応じて調整を行う必要がある。

① 全体撮影用のカメラ（定点式）

主に定点記録を行い、観客や景観を含めた祭りや行事、民俗芸能の全体を記録するためのカメラである。定点記録を行う理由としては、演者や囃子方などの複数の人物の動き全てを、同一視点で余すことなく記録することが可能であるためである。ただし、広範囲を移動する祭りや行事、民俗芸能はカメラを移動させて撮影するなどの対応が必要である。

② 芸能等撮影用のカメラ（定点式）

全体撮影用のカメラと違い、観客の周辺状況を除いた撮影対象だけを記録するものである。観客の挙動が記録されないため、映像記録として様々なものに転用しやすい利点がある。また、人員や予算を鑑みて、全体撮影用と併用しても可能であり、撮影対象に合わせた撮影を行うことが重要である。

③ 部分撮影用のカメラ（移動式）

定点カメラでの撮影方法と違い、演者の手の動きや足運びといった細やかな部分を撮影対象とするもので、撮影時には対象を細かく記録できる地点に常に撮影者が移動しての撮影となる。

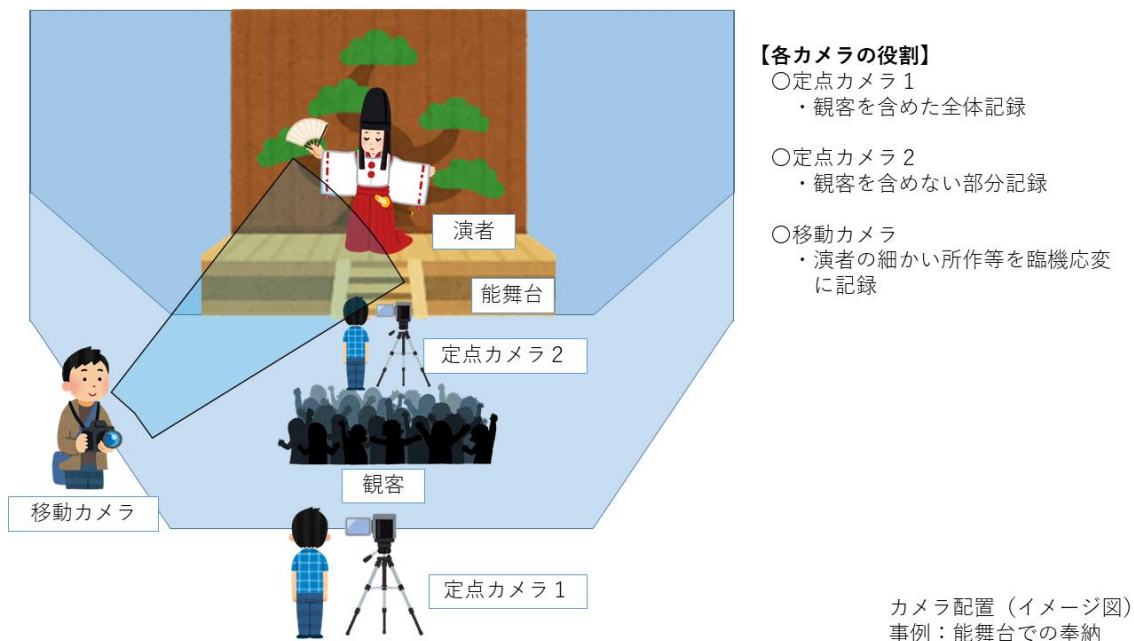


図11：映像撮影の手法（能や神楽の例）

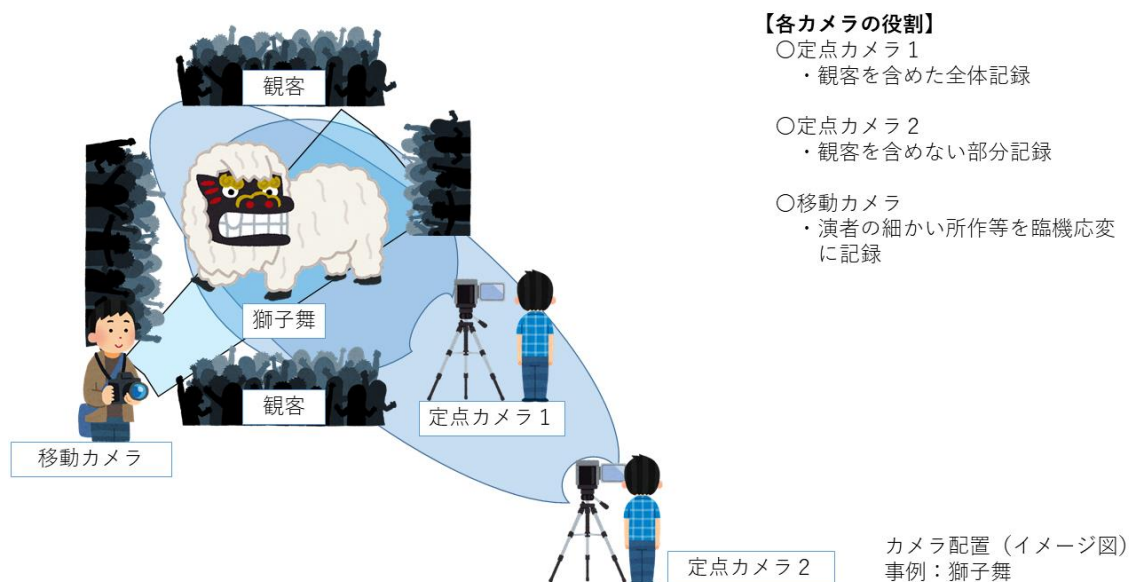


図12：映像撮影の手法（獅子舞の例）

6 映像撮影の具体的な作業手順

(1) 保存会との協議（映像撮影の内容調整）

祭りや行事、民俗芸能の映像は、その映像を作成する目的（記録保存、後継者育成、公開・普及）によってその撮影方法が異なる。そのため、映像作成の目的や撮影後の活用（公開方法や著作権）について、事前に保存会や自治体で協議することが重要である。あわせて、夜間や屋内で映像撮影を行う場合には、照明を用いての撮影が可能か保存会に確認を行うことも必要である。その他、映像作成に当たっては、外部の専門家（民俗学や映像撮影の有識者）を招き、製作委員会を設置するのも手段の一つとしても有効である。

(2) 映像撮影の前準備

ア 撮影現場の下見

祭りや行事、民俗芸能の映像は、その撮影地や撮影対象の形態によって撮影に必要な人数が異なってくる。そのため、前述の民俗学的観点や撮影技術上の観点を参考にしながら、事前に撮影地や撮影対象の形態や実際の動きを確認し、必要な人数や撮影本番時の動きを検討する。

また、照明を使用する際には、実演中に照明を使用してみて、伝承者の演技に支障がないか確認を行う。

<参考（撮影に必要な人数）>

【小規模な祭りや行事、民俗芸能（獅子舞など）】

・1名～3名程度

【行列等を構成する祭りや行事、民俗芸能（神幸行列や道行等）】

・3名～5名程度

イ 撮影機材や周辺機材の確保

映像撮影に当たっては、その撮影場所や時間帯によって、撮影機器以外の機材を追加するのが望ましい場合もある。

例えば、暗所や夜間での映像撮影には、照明機器を準備したり、三脚を立てられない場所や移動しながら映像撮影をしたりする場合には、手振れを軽減するジンバルやスタビライザーを用いると、よりよい映像撮影を行うことが期待できる。



図13：ジンバル（左）とスタビライザー（右）

(3) 映像撮影

ア 撮影を行う旨の告知

撮影を行う際には、将来的に映像記録の公開を含めた活用を行うことを想定して、会場で映像撮影を行っている旨を看板やチラシで告知しておくことが重要である。これは祭りや行事、民俗芸能を撮影する場合には、観客が映り込むことが想定されるためであり、将来的に映像を公開する際に肖像権でトラブルになることを防ぐ目的がある。

イ 動線の確保

特に祭りや行事、民俗芸能の映像撮影を行う際には、映像を撮影する人員の動線確保が重要であり、カラーコーンで撮影場所を確保するなどの対策を行う必要がある。あわせて、当日撮影するスタッフ全員で動線を確認し、漏れがないか確認を行うのも重要である。

また、関係者やその他の撮影隊と事前に動線の確認を行い、実際の映像撮影に支障をきたさないようにする。

ウ 映像撮影

映像撮影は事前に取り決めた段取りで進めていくが、祭りや行事、民俗芸能は事前のタイムスケジュールと異なる動きをすることがある。そのため、撮影するスタッフは、事前に様々な対応を取れるように打合せを行う必要がある。

また、映像撮影を行うスタッフは、撮影時に腕章や身分証を付け、周囲に映像撮影中であることを示しながら撮影を行うと周囲の協力を得やすい。

実際に映像を撮影する際には、主たる撮影対象を定め、できるだけ全体が画面内に収まるようにするとともに、一連の行為や所作についても最初から最後までを記録する。その際、複数名で映像撮影を行う手法は、それぞれで役割を分担できるため有効である。

(4) 編集作業

映像を作成する目的(全体記録用、後継者育成用、公開・普及用)によって映像編集の内容も異なるため、その目的に応じて注意しながら編集を行う。主な注意点としては理解を損なう編集(細かなカットの連続や極端なアングル変更)や過度なBGMの付与である。なお、理解促進のため、適宜、ナレーションやテロップを追加することも有効であるが、雰囲気損なうような過度なものにならないように注意する。

また、公開用の映像は、将来的に公開することを考え、観客の顔をぼかす編集を入れるなどの作業を行うか、適宜、判断する必要がある

7 練習風景や用具作成、音楽の記録

(1) 練習風景や用具作成の映像記録

祭りや行事、民俗芸能の映像記録を行う上では、全体の記録化が望ましく、練習風景についても記録することが必要である。撮影に当たっては、以下の観点や事前情報を持って撮影を行うことが重要である。例えば、民俗芸能の動きを撮影するに当たり、演者の身体の動きを記録するために正式な衣装ではなく、身体の動きが見えやすい服装で撮影することも可能であれば実施する。

用具作成の映像記録の場合は、竹や木の自然物を使用する場合はその材料を入手するところ(材料の選定基準や採取方法の様子)から可能であれば記録することが望ましい。実際に用具作成の様子を撮影する際には、用具を作成する手順や一連の流れを記録しつつ、各工程での作業の方法も記録する。これらの撮影に当たっては、作業の様子をより分かりやすく記録するために正面と背面などの複数の視点からの撮影を行う。

ア 撮影時のポイント

<練習風景>

- a 指導の方法(誰が、どのように指導しているか)
- b 指導者と習い手の関係性(両者の関係性がみえるか)
- c 楽器を演奏する所作や道具の使い方
- d 演舞における視線の動きや手足の動きや所作

<用具作成>

- a 用具を作成する際の手運びや道具の使い方
- b 用具を作成する際の周辺環境の様子

イ 事前に収集する情報

<練習風景>

- a 指導者の選定基準(何年以上伝承芸能に携わっているか)
- b 練習場所や時期(どこで、いつ頃に、いつから)
- c 練習の頻度(月・週に何回程)
- d 習い手の基準(地区の住民、何歳以上など)

<用具作成>

- a 用具作成に用いる材料の選定基準や入手方法(購入か、自作)
- b 用具作成を行う時期・時間

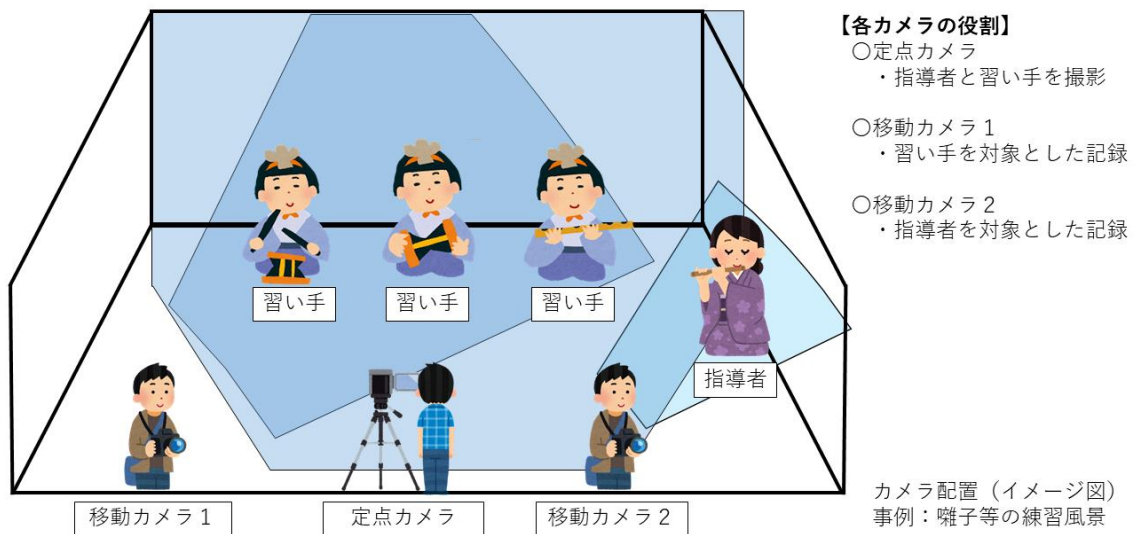


図14：映像撮影の手法（通常の練習風景の場合）



図15：撮影のポイント（『民俗芸能継承の手引き』より引用）

（2）歌・囃子などの音楽の記録

歌・囃子などの音楽は、担い手や地区ごとに違いが出ることが多く、それぞれ録音を行うなどの注意が必要である。

また、マイクやレコーダーで録音した音を聞き返してみると、実際に耳で聞いていた音とは異なることが多い。モニター機能がある機器で録音する場合は、イヤホンやヘッドホンで確認しながら録音するのが望ましい。モニター機能がない場合は事前にテスト録音を行う。音が割れていたり音量が小さいときには、音源からの距離やマイクの方向を調整する必要がある。

歌・囃子などの音楽の記録は、文書では記録が難しい聴覚的な情報を残す意味で重要である。また、質の高い音楽の記録は、音楽学的な分析に用いる譜面作成に活用することも可能である。

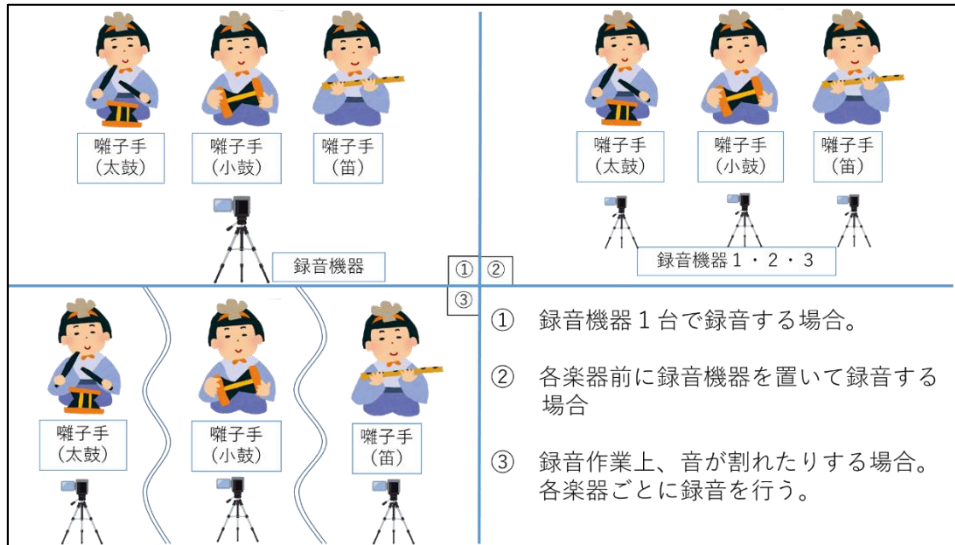


図16：録音の手法（囃子の場合）

(3) 周辺用具の記録化

祭りや行事、民俗芸能に用いられる衣装や道具、舞台の用具自体も貴重な文化財であるため、用具の名称や入手方法も含めて記録化することも大事である。

記録化を進めるに当たっては、調査票や写真、映像を用いて記録化を進めることが望ましく、図17の調査票記載の調査事項をもとに記録作成を進めることが良い。

資料番号	
資料名(一般名)	()
分類	大道具・小道具・衣装・楽器・信仰用具・その他
寸法 (縦×横×奥行)	
入手方法	自作・購入(¥)・その他
所有者	保存会・()地区・個人() ・その他()
收藏(保管)場所	
写真・実測図等 ※墨書・破損部等があれば記入すること	
備考	
記入者・記入日	令和 年 月 日

図17：用具の調査票

8 映像撮影の手順（映像制作会社などに委託して撮影する場合）

（1）撮影前の事前準備

映像制作会社に委託する場合においても、委託しない場合と同様に事前協議や映像記録作成の目的を明確にしておく必要がある。詳細については、p.11の「5 映像記録化の作業手順(全体共通)」やp.15の「6 映像撮影の具体的な作業手順」項目を参照すること。

（2）製作委員会の立ち上げ

自治体職員や対象となる祭りや行事、民俗芸能に精通した人物を含めた委員会（専門家の監修でも可）を立ち上げる。この委員会では、その後の大まかな撮影スケジュールや映像記録の活用方法を検討することにより、映像記録作成に伴う作業を行いやすくする。業者の選定には、仕様書をもとに各自治体の会計規則にのっとり契約すべきである。

<input type="checkbox"/> 事業名
<input type="checkbox"/> 事業主体
<input type="checkbox"/> 製作期間(納期)
<input type="checkbox"/> 収録の規格(撮影機材・シナリオやナレーション原稿の作成・映像編集の日数・ナレーション入れにかかるスタジオ使用日数等)
<input type="checkbox"/> 事前リサーチ及び撮影日数
<input type="checkbox"/> 製作・撮影スタッフの構成
<input type="checkbox"/> 納品の形態(規格・体裁・本数等 例 DVDデザインケース入り、DVDのプレス加工・撮影データのHDD納品等)

図18：映像記録の仕様書の一例
（『無形民俗文化財記録作成の指針』の図を引用）

（3）撮影会社・製作委員会・自治体・保存会間の事前協議

映像の撮影の目的(記録保存、後継者育成、公開・普及)の共有を行った後、撮影に当たっての注意事項や段取りについて協議を行うとともに、実際に関係者で視察を行い、撮影上で想定される問題について事前に把握する。

（4）映像撮影及び記録作成

祭りや行事、民俗芸能が始まる前に、カメラの動線や観客の動き、行事のタイムスケジュールを最終的に確認した上で撮影に入る。撮影終了後は、動画編集を行ったものをDVDの記録媒体で納品をしてもらう。

完成後の映像の修正には、多大な労力が発生するため、完成前に映像の演出や内容について、関係者に確認を取っておくことが望ましい。

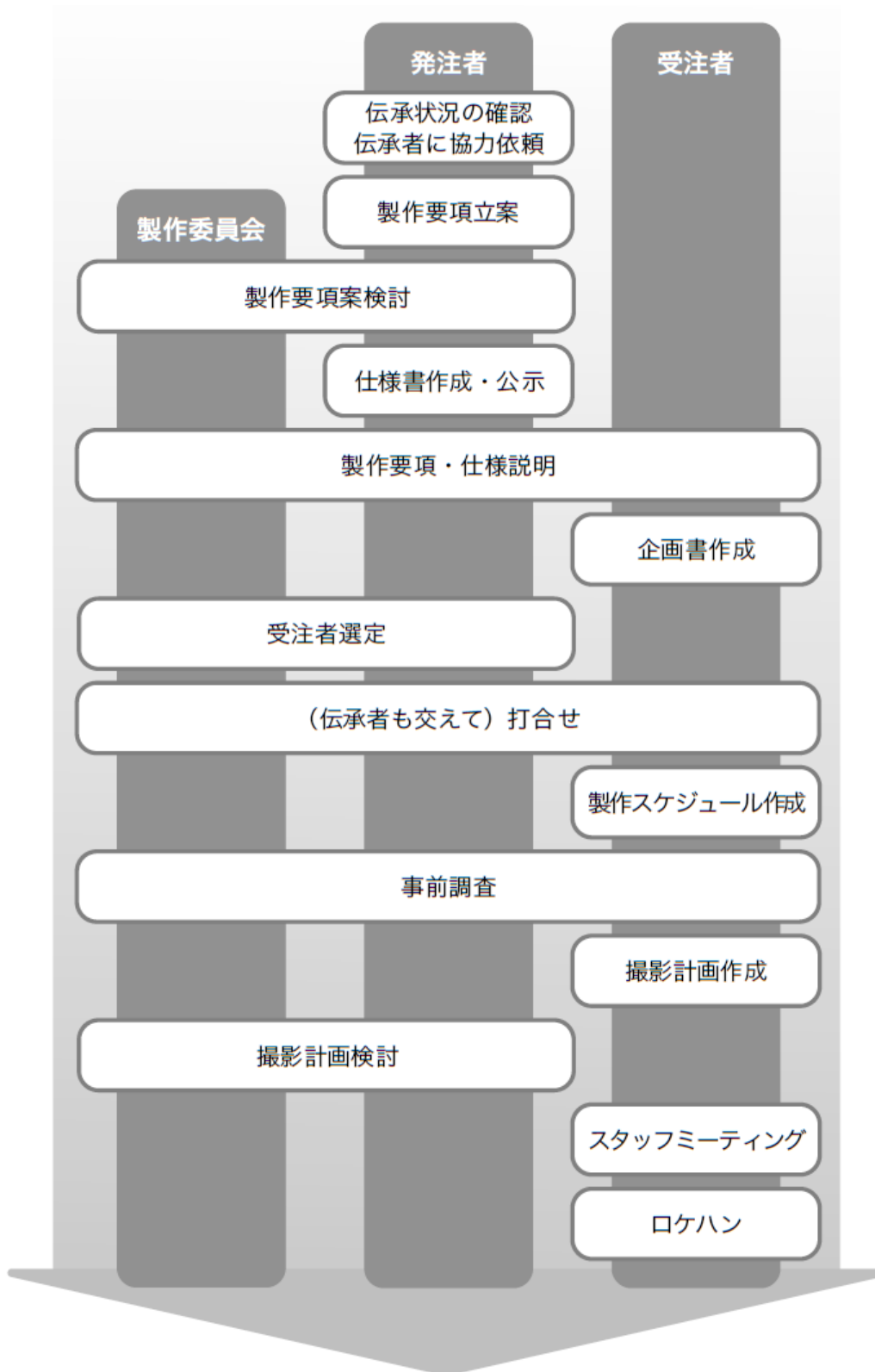


図19：準備と事前調査の工程の例
 (『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』の図を引用)

9 映像記録の保管方法

(1) 記録媒体の種類

映像記録の記録媒体として、ハードディスクなどの磁気メディアやCDやDVDなどの光学メディア、SDカードやUSB、SSDなどのフラッシュメモリが使われている。これらの記録媒体のうち、映像の用途に適したものを選択する必要がある。それぞれの記録媒体容量や性質については表1・2を参照すること。

表1：CD・DVD・Blue-rayの比較

種類	容量	記録のみ可能	記録/書換可能
CD	700MB(約0.7GB)	CD-R	CD-RW
DVD	4.7GB	DVD-R	DVD-RW
Blue-ray Disc	25/50GB	BD-R	BD-RE

表2：SDカード・USB・HDD・SSDの比較

種類	容量	耐久性等
SDカード USBメモリ	1~512GB	時間経過に弱い が衝撃に強い
外付けHDD	500GB~8TB	時間経過に強い が熱や磁力に比較的弱い
外付けSSD	~160TB	時間経過に弱い がデータ転送速度が速い

(2) 保管方法及び記録媒体のアップデート

光学メディアの寿命は使用環境や保存条件によって約30年から100年程とされる。しかし、光学メディアは、耐久性や保管スペースをあまりとらないという点で、従来のビデオテープと比べ優れた点が多いものの、記録面の歪みや傷によるデータの破損が起きやすいという欠点もある。また、USBメモリやSDカードといったフラッシュメモリも永遠にデータを保存できるわけではなく、時間経過に伴い、いずれはデータが破損してしまう。

いずれの記録媒体も、再生機器が生産終了によりデータを再生できなくなる可能性があるため、記録媒体のアップデートが必要である。

(3) 未編集素材の保存・管理

最終的な記録映像に撮影したすべてのカットを使用することは稀であり、必ず使用しなかった素材や編集前のデータが発生する。これらのデータも学術的に貴重な資料となるため、削除することなく、撮影時の情報を付加し検索可能な状態で保存・管理すべきである。また、未編集素材の利活用のためには、2次利用可能な状態にする必要があり、著作権の利害関係者に了解を得ておく必要がある。

10 著作権及び著作隣接権について

(1) 著作権について

「著作権」は知的財産権の一つで、国際的なルール(条約)に従い、下図のように著作者人格権や実演家人格権のような様々な権利によって構成されている。映像記録の活用を行うに当たっては、映像の公開や頒布などの行為を実施する前に著作権の問題がないか確認することが重要である。

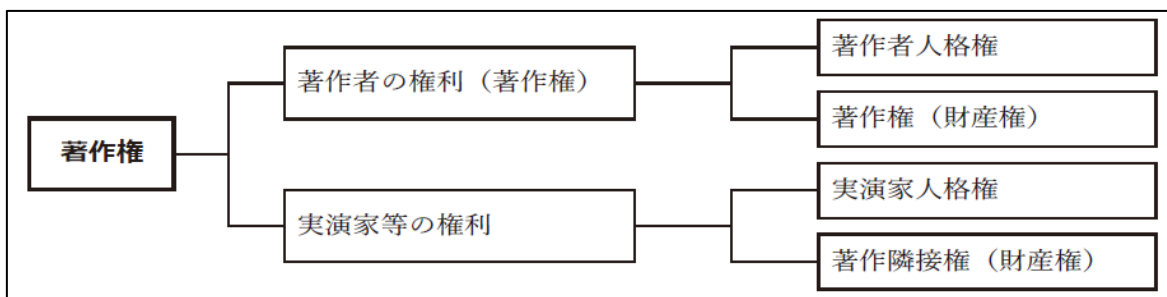


図20：著作権の概要

(『著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～』に掲載の図を引用)

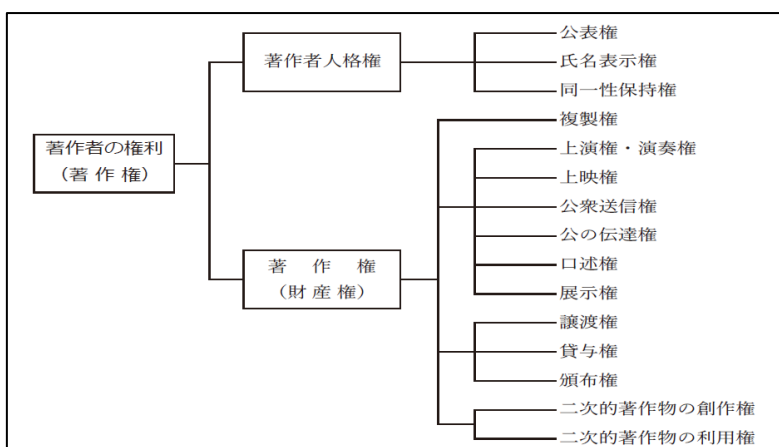


図21：著作者の権利の内訳

(『著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～』に掲載の図を引用)

(2) 著作権（財産権）

撮影を委託して作成した映像記録を複製や上映、貸与する際に問題となる事柄として、財産的な著作権があり、原則的にこの著作権が帰属するのは実際に映像を作成した業者である。このため、映像を活用する場合には、映像を作成した業者との契約によって映像の権利譲渡を行う必要がある。

(3) 人格的著作権

人格的著作権は、公表権や氏名表示権、同一性保持権で構成されている権利である。これらの権利は、映像撮影の依頼者が前述の著作権(財産権)の譲渡を

撮影者(映像制作会社)から受けた場合でも、人格的著作権は実際に映像を作成した者(著作者)に帰属する。そのため、著作者の許諾なしに作品の内容の変更や著作者名を変更することはできない。

(4) 著作隣接権(実演家の権利)

著作隣接権は、実演家やレコード製作者、放送事業者に認められた権利である。この権利は実演者にも付与されるもので、実演者の了解や理解を得ないで映像や音声記録を作成することは実演者の録音・録画権に抵触する場合がある。そのため、事前に実演者に記録作成の目的と活用方法を説明した上で、事前に了解を得る必要がある。

また、著作隣接権には上映権が含まれている。この権利は、映像をネットで公開する際に発生する権利である。そのため、将来的に映像をネット上で公開することも踏まえて、映像の作成時に実演者や保存会の了解を得ておくことが望ましい。

(5) その他の参考サイト

著作権はその内容も多岐にわたり、内容も複雑であるため、以下のウェブサイト参照し著作権について深く理解しておく必要がある。

ア 文化庁の著作権ウェブサイト

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

イ 社団法人著作権情報センター

<http://www.cric.or.jp/>

1.1 補助制度

名称	地域文化財総合活用推進事業：地域無形文化遺産継承基盤整備 伝統文化継承基盤整備
内容	<p>無形文化遺産を含めた我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者育成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とする</p> <p>伝統文化継承基盤整備に係る取組は、地域の文化遺産を活用する上で前提となる、記録作成、後継者育成、用具等整備といった継承のための基盤を整えるための取組。</p> <p>地域の文化遺産を次世代に継承し、活用していくためには、地域の人々が一体となって持続的に継承していく必要がある伝統文化継承基盤整備については、補助対象経費の85%までの補助とする。ただし、この補助率は上限であって応募状況（全体の要望額）及び今後の予算の編成状況等により引き下げることがある。</p> <p>(1) 記録作成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祭礼行事等の継承に用いるための記録映像を作成して後継者養成事業に活用し、併せて普及版映像を作成してホームページや動画共有サイト等で公開し、情報発信する取組。 <p>(2) 後継者養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭礼行事保存会における新規入会者等への特別演習。 <p>(3) 用具等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、後継者育成等も行う取組。
対象者	地域の文化遺産又は世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等
所管	文化庁 (https://www.bunka.go.jp)

名称	地域の伝統文化保存維持費用助成
対象分野	道具等の修繕、後継者育成、記録作成等
内容	歴史的・文化的に価値ある地域の民俗芸能（民俗行事、民俗音楽を含む。以下、同じ）・民俗技術（伝統的製作技術、衣食住に関わる生活技術、伝統工芸を含む。以下、同じ）を継承のための諸活動、とくに後継者育成に必要な技能修得のための諸活動への支援。
対象者	地域の民俗芸能・民俗技術の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体（下記の事項に該当するものは、対象外となる。） ① 国指定の重要無形民俗文化財。ただし、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」（以下、「国選択」という）は対象となる。 ② 家元、流派などが確立され保存維持の見通しが立っているもの。 ③ 申込事項につき、国・地方公共団体などの公的助成ないしは他財団などからの助成を受けているもの（もしくは受ける予定のあるもの）。但し、毎年、市町村等から受ける小額の補助（10万円以下）は助成とみなさない。 ④ 伝統性、地域性の希薄なもの、あるいは助成対象が不特定なもの。 ⑤ 助成を受ける団体や組織の形態および事業内容が明確でないもの。 ⑥ 伝統に基づかないイベントや行事など、当財団の助成目的に沿わないもの。
助成額	(1) 地域の民俗芸能への助成については、1件につき70万円が上限。 (2) 地域の民俗技術への助成については、1件につき40万円が上限。
所管	公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団 (https://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp/)

名称	伝統文化親子教室事業・「放課後子供教室」と連携した取組
対象分野	後継者育成
内容	<p>「放課後子供教室」は、「地域学校協働活動」の一環として、地域住民等の協力を得て、学校や公民館等、子供たちの安心安全な活動拠点（居場所）を確保し、全ての子供たち（主として小学校）を対象に、放課後や週末等における様々な体験活動や学習機会の提供、また地域住民との交流活動等を支援するもの。</p> <p>伝統文化親子教室事業における連携対象となる取組は、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」（国庫補助率 1/3）を活用し、主に市区町村によって行われている取組のうち、伝統文化等に関する活動を体験する機会を提供する取組。</p>
対象者	<p>伝統文化等の振興等を目的とする団体であり、かつ、次のいずれかに該当する団体とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特例民法法人 2. 一般社団法人・一般財団法人 3. 公益社団法人・公益財団法人 4. 特定非営利活動法人 5. 法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体 <ul style="list-style-type: none"> ・定款、規約等を有すること ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること ・自ら経理し、監査する組織を有すること ・団体活動の本拠としての事務所等を有すること
助成額	教室の参加人数（子供）の規模に応じて必要な経費を支給。要望上限額最大 50 万円
所管	文化庁 (https://www.bunka.go.jp)

名称	文化財保護活動への助成
対象分野	道具等の修繕
内容	<p>国、又は都道府県、市町村の指定文化財並びに歴史遺産、及びそれに準じる芸術・学術的に価値のある文化財並びに歴史遺産を、将来の世代に継承していくための助成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 美術・工芸品等の文化財 2. 史跡・考古資料等の歴史遺産の保存・修復・公開活用 3. これらの環境保全等に関わる事業や活動
対象者	<p>非営利法人またはそれに準じる任意団体※、地方自治体などに助成します。 ※以下の5項目の要件をすべて満たしている任意団体です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款に類する規約等がある 2. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されている 3. 適正な収支報告書を作成する体制が整っている 4. 団体活動の本拠となる事務所がある 5. 団体としての活動実績が1年以上ある
助成額	数10万円から数100万円
所管	公益財団法人 朝日新聞文化財団 (https://www.asahizaidan.or.jp)

名称	冲永文化振興財団助成
対象分野	道具等の修繕
内容	(1)伝統民俗芸能の公演、公開事業への助成（主催・共催・招聘事業を含む） (2)伝統民俗芸能の保存伝習事業への助成 ※ 文化財指定の有無は問わない
対象者	(1)国内に所在する芸術文化団体 (2)国内に所在する芸術文化団体等（個人・グループを含む）
助成額	定めてはいない。過去の実績では10～25万円程度
所管	一般財団法人 冲永文化振興財団 (http://o-bunka.t-zaidan.jp/)

12 参考文献

- 上野和男他(1987).『新版 民俗調査ハンドブック』.吉川弘文館.
- 国立文化財研究所東京文化財研究所芸能部(2006).『無形民俗文化財の映像記録作成：独立自治体法人文化財研究所東京文化財研究所第八回民俗芸能研究協議会報告書』.文化財研究所東京文化財研究所芸能部.
- 国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部(2008).『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部.
- 鹿谷勲ほか編(2007).『民俗文化財 保護自治体の立場から』.植木行宣監修,岩田書院.
- 奈良県教育委員会(2018).『奈良県無形文化財ガイドブック』.奈良県教育委員会.
- 福島県(2019).『民俗芸能継承の手引き』.福島県.
- 福田アジオ・宮田登編(1983).『日本民俗学概論』.吉川弘文館.
- 文化庁(1965).『民俗資料調査収集の手引』.第一法規出版株式会社.
- 文化庁(1979).『民俗文化財の手びき一調査・収集・保存・活用のために』.第一法規出版株式会社.
- 三重県教育委員会(2018).『無形民俗文化財記録作成の指針』.三重県教育委員会.